

※ 各評価項目に対する総合評価加算点等算出資料申請書への記載に当たっては、資料作成時の留意事項をよく読んでください。

総合評価に関する事項

委託業務名 R 7 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 電気設備改修設計業務
委託業務箇所 徳島市八万町向寺山

第 1 総合評価に関する基準

この委託業務の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

I 企業の技術力等

1 同種業務（過去 15 年間）の実績

評価基準	配点
過去 15 年間に同種業務の実績が 5 件以上ある者	5
過去 15 年間に同種業務の実績が 3 件～4 件ある者	3
上記以外の者	0

2 同種業務（過去 5 年間）の業務成績

評価基準	配点
過去 5 年間の業務成績が 83 点以上の者	5
過去 5 年間の業務成績が 81 点以上 83 点未満の者	4
過去 5 年間の業務成績が 79 点以上 81 点未満の者	3
過去 5 年間の業務成績が 77 点以上 79 点未満の者	2
過去 5 年間の業務成績が 75 点以上 77 点未満の者	1
上記以外の者	0

3 品質管理・環境対策

評価基準	配点
ISO9001、ISO14001 のいずれかを認証取得済又はエコアクション 2.1 を認証登録済の者	5
上記以外の者	0

4 地域精通度

評価基準	配点
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者（徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	20
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者（徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	10
上記以外の者	0

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

1 管理技術者

(1) 保有資格

評 価 基 準	配点
設備設計一級建築士	5
建築設備士	3
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（C P D）

評 価 基 準	配点
過去 6 年間の有効取得単位数が 90 ユニット以上の者	5
過去 6 年間の有効取得単位数が 70 ユニット以上の者	4
過去 6 年間の有効取得単位数が 50 ユニット以上の者	3
過去 6 年間の有効取得単位数が 30 ユニット以上の者	2
上記以外の者	0

(3) 同種業務（過去 15 年間）の実績

評 価 基 準	配点
過去 15 年間に同種業務の実績が 3 件以上ある者	5
過去 15 年間に同種業務の実績が 2 件ある者	3
上記以外の者	0

(4) 同種業務（過去 5 年間）の業務成績

評 価 基 準	配点
過去 5 年間の業務成績が 83 点以上の者	5
過去 5 年間の業務成績が 81 点以上 83 点未満の者	4
過去 5 年間の業務成績が 79 点以上 81 点未満の者	3
過去 5 年間の業務成績が 77 点以上 79 点未満の者	2
過去 5 年間の業務成績が 75 点以上 77 点未満の者	1
上記以外の者	0

2 担当技術者

(1) 保有資格

評 価 基 準	配点
設備設計一級建築士	2
建築設備士	1
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（C P D）

評 価 基 準	配点
過去 6 年間の有効取得単位数が 30 ユニット以上の者	2
過去 6 年間の有効取得単位数が 10 ユニット以上の者	1
上記以外の者	0

(3) 同種業務（過去 15 年間）の実績

評 価 基 準	配点
過去 15 年間に同種業務の実績が 3 件以上ある者	2
過去 15 年間に同種業務の実績が 2 件ある者	1
上記以外の者	0

(4) 同種業務（過去 5 年間）の業務成績

評 価 基 準	配点
過去 5 年間の業務成績が 83 点以上の者	2
過去 5 年間の業務成績が 75 点以上 83 点未満の者	1
上記以外の者	0

(5) 免許取得後の経験年数

評 価 基 準	配点
一級建築士免許取得後、8 年以上の業務経験を有する者	2
二級建築士免許取得後、13 年以上の業務経験を有する者	1
上記以外の者	0

第2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、以下により算出された総合評価点をもって総合評価する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

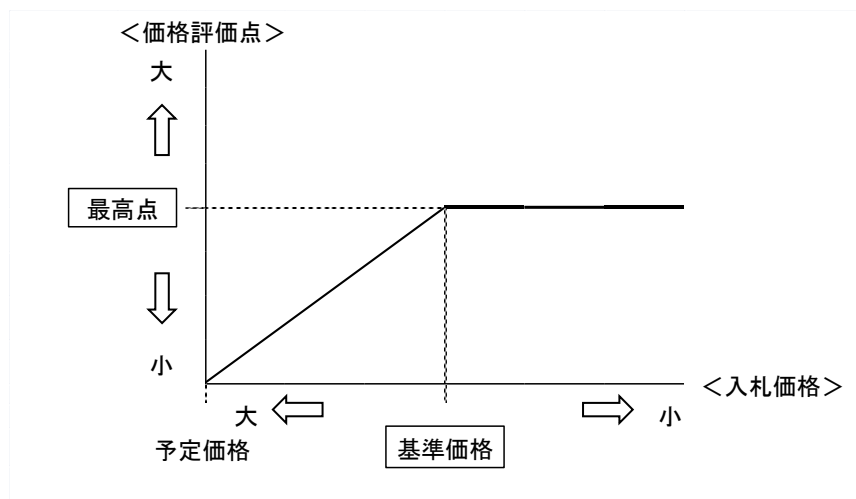
① 価格評価点の算出方法

価格評価点は次式により算出し、計算値を小数点以下第5位で四捨五入して、小数点以下第4位止めとする。

なお、価格点の配分点は、50点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の価格評価点は、50点とする。



② 技術評価点の算出方法

技術評価点は次式により、「第1 総合評価に関する基準」の評価項目を評価基準に従って評価して求めた技術評価の得点合計から算出し、計算値を小数点以下第5位で四捨五入して、小数点以下第4位止めとする。

なお、技術点の配分点は、50点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / 65 \text{点} (\text{技術評価の配点合計}))$$

第3 基準価格の算定

基準価格（税抜き）は、次式により算出する。

なお、基準価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{基準価格} = \text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6$$

※ただし、上記の式により算出した基準価格が予定価格の10分の8.1を超える場合は10分の8.1を、3分の2に満たない場合は3分の2を基準価格とし、千円未満を切り捨てるものとする。

資料作成時の留意事項

次の事項に注意して、総合評価加算点等算出資料申請書を作成すること。

I 企業の技術力等

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 同種業務 (過去 15 年間)の実績	① 同種業務とは、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間が発注した次の要件を全て満たす建築(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 13 号に規定する建築をいう(新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。))に係る設計業務である。なお、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。 (1) 1 棟の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 4 号に規定する延べ面積をいう。)が 6,900 m²以上であること。ただし、増築にあつては、増築に係る部分の延べ面積とする。 (2) 主要用途が博物館、美術館その他これらに類する資料館(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館をいう。)、図書館(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館をいう。)又は劇場その他のこれらに類する興行場(興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。ただし、スポーツ施設を除く。)であること。 ② 過去 15 年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前 15 か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務をいう。
2 同種業務 (過去 5 年間)の業務成績	① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関等が発注した建築関係の設計業務である。 ② 徳島県若しくは国の行政機関から業務委託成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共工事に係る建築関係建設コンサルタント業務に関する業務成績の相互利用における「業務成績評定相互利用対象業務」であつて過去 5 年間に通知された設計業務の最高得点で評価する。 ③ 過去 5 年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前 5 か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務の成績をいう(委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。))。
3 品質管理・ 環境対策	① IS9001、ISO14001、エコアクション 2.1 のいずれかを取得(登録)している場合に評価する。 ② この業務の入札公告日において、有効期限切れのものは評価対象外とする。ただし、更新手続き中であり、かつ、落札候補

	者の段階で更新手続きが完了している場合はこの限りでない。
4 地域精通度	① 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）又は年間受任者となっている支店・営業所がある場合に評価する。 ② 加点対象とするのは、この業務の入札公告日時時点で徳島県内に6か月以上在住し、住民登録されている管理技術者をこの業務に配置できる場合に限るので、注意すること。

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

1 管理技術者

(1) 保有資格	① 配置予定管理技術者の保有する資格について評価する。
(2) 継続的学習状況 (CPD)	① 配置予定管理技術者が取得したCPDの有効単位数を評価する。ただし、社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ② この業務の入札公告日の属する年度の直前6か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務 (過去15年間) の実績	① 同種業務とは、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間が発注した次の要件を全て満たす建築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう(新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。))に係る設計業務である。なお、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。 (1) 1棟の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第4号に規定する延べ面積をいう。)が6,900㎡以上であること。ただし、増築にあつては、増築に係る部分の延べ面積とする。 (2) 主要用途が博物館、美術館その他これらに類する資料館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館をいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。)又は劇場その他のこれらに類する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいう。ただし、スポーツ施設を除く。)であること。 ② 過去15年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前15か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務をいう。 ③ 配置予定管理技術者が、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の実績を対象とする。
(4) 同種業務 (過去5年間) の業務成績	① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関等が発注した建築関係の設計業務である。 ② 徳島県若しくは国の行政機関から業務成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築に係る建築関係建設コンサルタント業務に関する相互利用における「業務成績評定相互利用対象業務」であつて過去5年間に通知された設計業務の最高得点で評価する。

	③ 過去5年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前5か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務成績をいう（委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。）。 ④ 配置予定管理技術者が、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の成績を対象とする。
--	--

2 担当技術者

管理技術者以外の担当技術者を評価する。

(1) 保有資格	① 配置予定担当技術者の保有する資格について評価する。
(2) 継続的学習状況 (C P D)	① 配置予定担当技術者が取得したC P Dの有効単位数を評価する。ただし、社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ② この業務の入札公告日の属する年度の直前6か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務 (過去15年間) の実績	① 同種業務とは、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間が発注した次の要件を全て満たす建築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう(新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。))に係る設計業務である。なお、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。 (1) 1棟の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第4号に規定する延べ面積をいう。)が6,900㎡以上であること。ただし、増築にあっては、増築に係る部分の延べ面積とする。 (2) 主要用途が博物館、美術館その他これらに類する資料館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館をいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。)又は劇場その他のこれらに類する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいう。ただし、スポーツ施設を除く。)であること。 ② 過去15年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前15か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務をいう。 ③ 配置予定担当技術者が、担当技術者又は管理技術者として従事した業務の実績を対象とする。
(4) 同種業務 (過去5年間) の業務成績	① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関等が発注した建築関係の設計業務である。 ② 徳島県若しくは国の行政機関から業務成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築に係る建築関係建設コンサルタント業務に関する相互利用における「業務成績評定相互利用対象業務」であって過去5年間に通知された設計業務の最高得点で評価する。 ③ 過去5年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属

	する年度の直前 5 か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務成績をいう（委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。）。 ④ 配置予定担当技術者が、担当技術者又は管理技術者として従事した業務の成績を対象とする。
(5) 免許取得後の 経験年数	① 経験年数とは、配置予定担当技術者が、一級又は二級建築士免許取得後、この業務の入札公告日までに業務に従事した年数の合計をいう。